

WEB 総振利用規定の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
WEB 総振利用規定 PayPay 銀行株式会社（以下、当社といいます）は、<u>WEB 総振と称する振込サービス</u>に関する利用規定（以下、本利用規定といいます）を<u>以下</u>のとおり定め<u>ます</u>。 第 1 条（定義） 本利用規定における用語の定義は、<u>以下の各号に定めるとおりとします</u>。 (1) 「<u>本サービス</u>」とは、<u>WEB 総振の名称で当社の BUSINESS ACCOUNT または SOHO ACCOUNT（決済用口座含む）を保有するお客さまに対して当社が提供する、複数の振込手続を一括依頼するための振込サービスをいいます</u>。 (2) 「<u>お客さま</u>」とは、<u>当社所定の方法により本サービスの利用を申し込み、当社がこれを応諾した法人又は個人事業者をいいます</u>。 (3) 「<u>支払指定口座</u>」とは、<u>本サービスの利用にあたり、お客さまが振込資金等の引き落</u>	WEB 総振サービス利用規定 PayPay 銀行株式会社（以下、「<u>当社</u>」という。）は、<u>WEB 総振サービスに関する利用規定を次のとおり定める</u>。 <u>本規定では、2009 年 7 月 22 日以前に WEB 総振の利用申込を行ったお客さま（BA-PLUS を利用していないお客さま）に提供するサービスについて規定している。</u> <u>2009 年 7 月 23 日以降に WEB 総振の利用申込を行ったお客さまは、本規定ではなく、「WEB 総振サービス利用規定（BA-PLUS 用）」の定めに従うものとする。</u> <u>お客さまが、当社から WEB 総振サービスの提供を受ける場合、本規定の定めを確認し、同意したものと取り扱う。</u> <u>本規定は、BUSINESS ACCOUNT 規定に付帯するものとし、付帯元規定の各条項と本規定が矛盾、抵触する場合は、本規定が優先して適用される。</u> 第 1 条（定義） 本規定における用語の定義は、<u>次の各号に定めるとおりとする</u>。 (1) 本サービス <u>WEB 総振のことで、当社の法人・個人事業主向け普通預金口座（BUSINESS ACCOUNT（決済用口座および SOHO ACCOUNT として開設した口座を含む。以下同じ。））を保有するお客さまに対して当社が提供する、複数の振込手続を一括依頼するための振込サービスをいう。</u> (削除) (2) 支払指定口座

旧	新
<u>とし口座として指定する、お客さま名義の BUSINESS ACCOUNT または SOHO CCOUNT（決済用口座含む）をいいます。</u> (4)「振込指定口座」とは、本サービスに係る振込依頼においてお客さまが振込先として指定する預金口座をいいます。 (5)「振込依頼明細データ」とは、本サービスに係る振り込みを依頼するにあたり、お客さまが当社に送信する当社所定の形式による振込依頼の明細をいいます。 (6)「振込手数料」とは振り込みを実行する際の対価として、当社が定める手数料をいいます。 (7)「サービス利用料」とは、本サービス利用の対価として、当社が定める利用料をいいます。 (8)「振込承認」とは、お客さまが振込依頼明細データに不備のないことを確認したうえで、行う振込依頼明細データに係る振込手続の承認をいいます。 (新設)	本サービスの利用にあたり、お客さまが振込資金等の引落口座として指定する、お客さま名義の BUSINESS ACCOUNT をいう。 (3) 振込指定口座 本サービスに係る振込依頼において、お客さまが振込先として指定する預金口座をいう。 (4) 振込依頼明細データ 本サービスに係る振り込みを依頼するにあたり、お客さまが当社に送信する当社所定の形式による振込依頼の明細データをいう。 (5) 振込手数料 振り込みを実行する際の対価として、当社が定める手数料をいう。 (6) サービス利用料 本サービスを利用する対価として、当社が定める利用料をいう。 (7) 振込承認 お客さまが振込依頼明細データに不備のないことを確認したうえで、行う、振込依頼明細データに係る振込手続の承認をいう。 (8) 本契約 本サービスの利用申込に係る契約をいう。
第 2 条（利用申込および契約の成立） (新設) (1) 本サービスの利用を希望するお客さまは、<u>本利用規定ならびに当社が別途定める「預金口座取引一般規定」ならびに本サービスに関して当社が行う通知およびホームページに掲載する事項に同意したうえで、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとします。</u>なお、本サービスに関して当社が行う通知およびホームページに掲載	第 2 条（利用申込および契約の成立） 1. <u>法人・個人事業主向け普通預金口座の保有者が、本サービスの利用を申し込むことができる。</u> <u>なお、2009 年 7 月 23 日以降は、本サービスの利用申込には BA-PLUS サービスの利用契約が必要となる。</u> 2. <u>本サービスの利用を希望するお客さまは、当社所定の方法により、サービスの利用を申し込む。利用申込は、次の規定等に定める内容を確認し、内容に同意したうえで行う。</u> <u>なお、当社が本サービスについてホームページに記載する事項は、本利用規定の一</u>

旧	新
<u>する事項は、本利用規定の一部を構成するものとします。</u> (2) <u>当社は、前項に定める利用申し込みを受領した時に当該申し込みを承諾するものとし、これをもって、お客さまと当社の間で本利用規定ならびに当社が別途定める「預金口座取引一般規定」に定める条件にて本サービスに係る契約（以下、「サービス契約」といいます）が成立するものとします。ただし、当該申し込みが当社所定の条件に合致しない場合、当社は、当該申し込みを承諾しないものとします。</u>	<u>部を構成するものとする。</u> (1) <u>本規定</u> (2) <u>BUSINESS ACCOUNT 規定</u> (3) <u>その他、当社が本サービスについてホームページに記載する事項</u> 3. <u>前項の利用申込を受けた当社は、原則として当該申込を受領した時点でこれを承諾するものとし、当社の承諾をもってお客さまと当社の間で本契約が成立する。</u>
第3条（対象振込先） お客さまは、当社の預金口座および当社が承認する金融機関の国内本支店の預金口座<u>に対する振り込みについて、本サービスを利用することができるものとします。</u> （新設）	第3条（振込指定口座） お客さまは、当社の預金口座および当社が承認する金融機関の国内本支店の預金口座を<u>振込指定口座に指定できる。</u> 第4条（パスワード等の管理） <u>お客さまは、本サービスの利用にあたり認証に用いるインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワード（以下、「パスワード等」という。）を自らの責任をもって管理する。</u> <u>当社は、お客さまのパスワード等による認証を用いて行われた本サービスにおける一切の行為（振込承認を含む。）について、お客さま本人が行ったものとみなして取り扱い、その不正使用等につき一切の責任を負わない。</u>
第4条（振込依頼） (1) <u>お客さまは、本サービスに係る振り込みを依頼する場合、当社所定の期日までに当社所定の方法により振込依頼明細データを送信するものとします。</u> (2) <u>当社は、お客さまから送信された振込依頼明細データに不備があると判断した場合、本サービスの取引画面にて、遅滞なくその旨をお客さまに通知するものとします。</u>	第5条（振込依頼） 1. <u>お客さまは、本サービスに係る振り込みを依頼する場合、当社所定の期日までに当社所定の方法により振込依頼明細データを送信する。</u> 2. <u>当社は、お客さまから送信された振込依頼明細データに不備があると判断した場合、本サービスの取引画面にて、遅滞なくその旨をお客さまに通知する。</u>

旧	新
(3) お客さまは、本サービスの取引画面にて振込依頼明細データの不備を確認した場合、当該不備を修正するものとします。 (4) お客さまは、第 2 項に定める当社からの通知の有無にかかわらず、振込依頼明細データの内容に不備のないことを確認したうえで、以下に定める振込承認時限までに当社所定の方法により、当該振込依頼明細データに係る振込承認を行うものとします。なお、当該振込承認は、振込データの承認後、振込実行前までの間に限り取り消すことができるものとします。【振込承認時限】 他行宛振込依頼を含む振込依頼明細データ：振込実行日の前日 23 時 59 分 PayPay 銀行宛のみの振込依頼明細データ：振込実行日当日の 19 時 (5) お客さまが前項の定めに従い振込依頼明細データの承認を行わなかった場合、当該振込依頼明細データに係る振込依頼は取り消されたものとみなします。 (6) 本サービスにおける振込依頼明細データ 1 送信あたりの振込依頼明細の件数は 3,000 件を上限とし、1 日あたりの振込依頼明細データの送信回数は 99 回を上限とします。	3. お客さまは、本サービスの取引画面にて振込依頼明細データの不備を確認した場合、当該不備を修正する。 4. お客さまは、第 2 項に定める当社からの通知の有無にかかわらず、振込依頼明細データの内容に不備のないことを確認したうえで、次に定める振込承認時限までに当社所定の方法により、当該振込依頼明細データに係る振込承認を行う。なお、当該振込承認は、振込データの承認から振込実行までの間に限り、取り消すことができる。 (1) 他行宛振込依頼を含む振込依頼明細データ：振込実行日の前日 23 時 59 分 (2) PayPay 銀行宛のみの振込依頼明細データ：振込実行日当日の 19 時 5. 振込承認時限までに振込承認がなかった場合、当該振込依頼明細データに係る振込依頼は取り消されたものとみなす。 6. 本サービスにおける振込依頼明細データ 1 送信あたりの振込依頼明細の件数は 3,000 件を上限とし、1 日あたりの振込依頼明細データの送信回数は 99 回を上限とする。
第 5 条（振込手続） (1) 当社は、前条第 4 項に定める振込承認がなされた振込依頼について、以下の各号に従い振込手続を行い、お客さまは、当該振込手続に係る振込手数料を第 8 条に定めるサービス利用料とは別途に支払うものとします。なお、振込資金や振込手数料の引き落としができなかった場合（資金引落口座の解約、差押などによる支払い停止等の場合も含みます）、当該振込依頼は取り消されたものとします。 1. 振込指定口座が当社口座のみである場合は、振込実行日の 7 時 30 分から 19 時の間で振込資金と振込手数料の引き落とし後、振込手続を行います。 2. 振込指定口座に他行口座が含まれている場合は、振込実行日の 7 時 30 分から 15 時の間で振込資金と振込手数料の引き落とし後、振込手続を行います。	第 6 条（振込処理） 1. 当社は、前条第 4 項に定める振込承認がなされた振込依頼について、次の各号にしたがい振込処理を行う。 (1) 振込指定口座が当社口座のみである場合 振込実行日の 7 時 30 分から 19 時の間に振込資金と振込手数料を引き落とし、その後、振込処理を行う。 (2) 振込指定口座に他行口座が含まれている場合 振込実行日の 7 時 30 分から 15 時の間に振込資金と振込手数料を引き落とし、

旧	新
(2) 当社は、振込手続着手後に何らかの理由により振込不能であることが判明した場合、取引画面内にてその旨をお客さまに通知するとともに、当該振込依頼に係る振込資金を支払指定口座に返金します。 なお、この場合、当社は当該振込に係る振込指定口座が他行口座である場合のみ、振込手数料を引き落とします。 (3) 本サービスにおける 1 回あたりおよび 1 日あたりの振込限度額の設定はありません。	その後、振込処理を行う。 2. お客さまは、前項の振込処理に係る振込手数料を第 8 条に定めるサービス利用料とは別に支払う。なお、振込資金または振込手数料（次項に定める振込手数料を除く。）は、支払指定口座から引き落とす方法により支払うものとし、支払指定口座から振込資金や振込手数料の引き落としができなかった場合（支払指定口座の解約、差押などによる支払い停止等の場合も含む。）、当該振込依頼は取り消されたものとみなす。 3. 当社は、振込処理の着手後に何らかの理由により振込不能であることが判明した場合、取引画面内にて速やかにその旨をお客さまに通知するとともに、当該振込依頼に係る振込資金を支払指定口座に返金する。 なお、この場合、当社は当該振込に係る振込指定口座が他行口座であるときのみ、振込手数料を引き落とす。 4. 本サービスは、一般為替等に適用される振込限度額の適用範囲外とする。本サービスにかかる振込限度額を別途設定することはできない。
第 6 条（振り込みの組み戻し） (1) お客さまは、すでに実行された振り込みについて組み戻しを希望する場合、当社所定の方法により当社に組戻手続を依頼するものとします。ただし、受取人の承諾が得られない場合などは組み戻しできないことがあります。また、所定の期間が経過した場合についても受取人の承諾が得られなかったものとします。 (2) お客さまは、前項の組み戻しについて、当社所定の組戻手数料を支払うものとし、当社は、当社所定の期日までに支払指定口座から組戻手数料を引き落とすものとします。支払指定口座から組戻手数料が引き落としできない場合は組み戻した資金を入金指定口座に入金し、その時点で入金指定口座より組戻手数料を引き落とすこととします。また、組み戻しを依頼する金額が組戻手数料より少ない場合は組み戻しを受け付けできない場合があります。	第 7 条（振り込みの組み戻し） 1. お客さまは、既に実行された振り込みについて組み戻しを希望する場合、当社所定の方法により当社に組戻手続を依頼する。ただし、受取人の承諾が得られない場合などは組み戻しできない。また、所定の期間が経過した場合についても受取人の承諾が得られなかったものとする。 2. お客さまは、前項の組み戻しについて、当社所定の組戻手数料を支払うものとし、当社は、当社所定の期日までに支払指定口座から組戻手数料を引き落とす。支払指定口座から組戻手数料が引き落としできない場合は、組み戻した資金を入金指定口座に入金し、その時点で入金指定口座より組戻手数料を引き落とす。また、組み戻しを依頼する金額が組戻手数料より少ない場合は、組み戻しを受け付けできない場合がある。

旧	新
第 7 条（パスワード等の管理） <u>お客さまは、本サービスの利用にあたり認証に用いるインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワード（あわせて以下、「パスワード等」といいます）を自らの責任をもって管理するものとし、当社は、お客さまのパスワード等による認証を用いて行われた本サービスにおける一切の行為（振込承認を含みます）について、お客さま本人が行ったものとみなして取り扱い、その不正使用等につき一切の責任を負いません。</u> 第 8 条（サービス利用料） <u>(1) お客さまは、本サービス利用の対価として、サービス利用料に消費税相当額を賦課した金額を支払うものとし、当社は、毎月22日に支払指定口座から翌月分のサービス利用料を引き落とすものとします。</u> <u>なお、サービス利用料は、申込月の翌々月分から発生するものとし、初回のサービス利用料の支払いは、申込月の翌月22日とします。</u> <u>(2) 前項の定めにもかかわらず、お客さまがサービス契約を解約した後、改めて本サービスの利用を申し込み（以下、再申込といいます）、当社とお客さまの間でサービス契約が成立した場合のサービス利用料は、再申込後、最初に本サービスを利用した月から発生するものとします。なお、当社は、再申込後のサービス利用料について、前月22日に当月分の月額利用料の引き落としがされていない場合、お客さまが本サービスを最初に利用した時に当月分のサービス利用料を引き落とすものとします。</u> <u>(3) 当社は、前 2 項に定めるサービス利用料の引き落としができなかった場合、ただちに本サービスを停止することができるものとします。</u> 第 9 条（本サービスの取扱時間） <u>本サービスの取扱時間は、原則として 24 時間 365日とします。ただし当社が、システム点検その他のやむを得ない事由により営業を停止している場合はこの限りではありません。</u>	(削除) 第 8 条（サービス利用料） <u>1. お客さまは、本サービス利用の対価として、当社所定のサービス利用料を支払うものとし、当社は、毎月22日に支払指定口座から翌月分のサービス利用料を引き落とす。</u> <u>なお、サービス利用料は、申込月の翌々月分から発生する。</u> <u>2. 前項の定めにもかかわらず、お客さまが本契約を解除した後、あらためて本サービスの利用を申し込み（以下、「再申込」という。）</u>、<u>当社がこれを承諾した場合のサービス利用料は、再申込後、最初に本サービスを利用した月から発生する。なお、当社は、再申込後のサービス利用料について、前月22日に当月分の月額利用料の引き落としがされていない場合、お客さまが本サービスを最初に利用した時に当月分のサービス利用料を引き落とす。</u> <u>3. 当社は、サービス利用料の引き落としができなかった場合、ただちに本サービスを停止することができる。</u> 第 9 条（取扱時間） <u>本サービスの取扱時間は、原則として 24 時間 365日とする。ただし当社が、システム点検その他のやむを得ない事由によりサービス提供を停止している場合はこの限りではない。</u>

旧	新
(新設)	4. <u>当社またはお客さま（以下、本条において「解約当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると判明したとき、何らの通知を要せずに、本契約を解除することができる。なお、解約により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解約当事者に何らの請求もできない。</u> <u>（１）経済制裁対象者に該当する場合</u> <u>（２）本規定各号に基づく表明に関して虚偽の申告をした場合</u> <u>（３）本規定について重大な違反があった場合</u> <u>（４）本サービスまたは本銀行機能に関する業務停止命令または業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合（ただし違反当事者が業務改善命令を受けたものの、解約当事者による当該事由に基づく解約がなされる前において、違反当事者が、業務改善計画を監督官庁等に提出し受理されたことを、書面等により解約当事者に通知した場合は、違反当事者が当該業務改善計画に沿って業務を継続していると認められる限り、解約当事者は当該事由のみを理由とする解約をできないものとする。）</u> <u>（５）所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押もしくは差押の命令、通知が発送されたとき、またはその他の強制執行の申し立てを受けた場合</u> <u>（６）支払停止の状態になった場合、または手形交換所もしくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合</u> <u>（７）破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続もしくは私的な債務整理手続の開始を申し立てた場合、またはこれらについての申し立てを受けた場合</u>
(新設)	6. <u>お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は直ちに本サービスの提供を停止し、またはお客さまに何らの通知を要せずに、直ちに本契約を解除できる。本項によるサービスの停止または契約の解除によってお客さまに生じた損害については、当社は一切責任を負わない。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負うものとする。</u>

旧	新
(新設)	<u>(1) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項に定める暴力団員等に該当する場合または同項各号のいずれかに該当する場合</u> <u>(2) 預金口座取引一般規定第 18 条第 2 項各号に定める行為（不当要求行為等）をした場合</u> <u>(3) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項および第 2 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u> 7. お客さまは、当社が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。 <u>(1) 本契約について違反があった場合</u> <u>(2) 解散、合併、会社分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業が対象とならない合併、会社分割もしくは事業の譲渡または本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業のすべてが解約当事者が適当と認める第三者に承継される合併、会社分割もしくは事業の譲渡を除く。）</u>
(新設)	8. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも本契約を解除できる。 <u>(1) 理由の如何を問わず、お客さまの BA-PLUS の利用が終了した場合</u> <u>(2) 本サービスの利用に必要なお客さまの口座（支払指定口座を含む。）が解約された場合</u> <u>(3) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましが有ることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当社が判断した場合</u> <u>(4) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に明白な誤りがあることが判明した場合</u> <u>(5) お客さまの営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合</u> <u>(6) お客さまが事業の一部または全部を休止または終了する場合</u> <u>(7) お客さまの事業に必要な許認可が取り消された場合</u>

旧	新
(新設) (新設)	(8) <u>お客さまが解散または合併の決議をした場合、もしくは会社の財産の全部または重要な一部を第三者に譲渡する場合</u> (9) <u>お客さまについて、破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあった場合</u> (10) <u>利用料引き落としが長期にわたり実施できず、お客さまに支払いの意思がないと当社が判断した場合</u> (11) <u>お客さまが本規定または当社の定めるその他の規定に違反した場合</u> (12) <u>お客さまが本規定の変更に同意しない場合</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (13) <u>本サービスが、法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合</u> (14) <u>本サービスがお客さまもしくは第三者によって不正に使用された、またはそのおそれがあると当社が判断した場合</u> (15) <u>サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合</u> (16) <u>本項各号に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号や電子メールアドレス等への連絡がとれない場合等を含みます。）</u> (17) <u>その他、当社が本契約の継続が困難と判断するに足る相当の事由が生じた場合</u> 9. <u>当社は、本契約の解除によりお客さまに生じた損害につき、一切責任を負わない。</u> 10. <u>前項までの記載により本サービスを停止した場合で、お客さまから合理的な説明がなされたこと等により、停止に至った原因となる事由が解消されたと当社が認めるとき、当社はサービスの停止を解除できる。</u>

旧	新
第 11 条（免責） <u>以下の場合、そのために生じた損害について、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、当社は責任を負いません。</u> <u>(1) 天災、火災、騒乱等の不可抗力により、または裁判所等公的機関の措置等の事由により、本サービスの取り扱いが遅延または不能となった場合</u> <u>(2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器・回線・インターネットおよびコンピューター等の障害もしくは回線の不通により、本サービスの取り扱いが遅延し、または不能となった場合</u> <u>(3) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴・ハッキング等がなされたことにより取引情報が漏洩した場合</u> （新設） （新設） <u>(4) 第 13 条の定めに従い、当社が本サービスを終了した場合</u>	第 12 条（免責） <u>当社は、次の各号に定める場合、当該事由に起因して生じた本サービスに係る損害につき、一切責任を負わない。</u> （削除） (1) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピューターの障害等により本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたとき <u>(2) 当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴がなされたこと等により取引情報等が漏洩したとき</u> <u>(3) 天災・火災・騒乱等の不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害ならびに電話の不通等、または裁判所など公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</u> <u>(4) 当社の責めに帰すべき事由が無いとき</u> <u>(5) 当社が本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止もしくは終了したとき</u>
第 12 条（期間） <u>サービス契約の有効期間は、第 2 条第 2 項に定める契約成立の日から 1 年間とします。お客さままたは当社から、期間満了 30 日前までに特に申し出がない限り、1 年間延長するものとし、以後も同様とします。</u> 第 13 条（本サービスの終了） （新設） <u>当社は、30 日前までに当社が別途定める方法で告知することにより、本サービスを終了することができるものとします。</u>	第 13 条（有効期間） <u>本契約の有効期間は、本契約の成立日から 1 年間とする。ただし、期間満了の 30 日前までにお客さま、当社のいずれからも特段の申し出がないときは、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。</u> 第 14 条（本サービスの変更、中止または終了） <u>1. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの内容を変更できる。</u> <u>2. 当社は、当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの提供を中止または終了することができる。</u>

旧	新
第 14 条（本利用規定の変更） <u>(1) 本利用規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本利用規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。</u> <u>(3) 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</u> 第 15 条（適用規定等） <u>本サービスには、本利用規定、当社が別途定める「預金口座取引一般規定」が適用されるものとします。</u> <u>なお、「預金口座取引一般規定」と本利用規定の定めが異なる場合は、本利用規定の定めを優先するものとします。</u> 第 16 条（準拠法および裁判管轄） <u>(1) 本利用規定は、日本法により解釈されます。</u> <u>(2) 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。</u> 以上 【2021 年 4 月 5 日】	第 15 条（本規定の変更） <u>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更する。</u> <u>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知する。</u> <u>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとする。</u> （削除） 第 16 条（準拠法および裁判管轄） <u>1. 本規定は、日本法を準拠法とする。</u> <u>2. 本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。</u> 以上 【2025 年 4 月 10 日】

施行日：2025 年 4 月 10 日